

お貸しになるにあたって

お貸出しの準備



畳、襖、障子の張替え・
ハウスクリーニングの実施



建物内部・外部(ベランダ・雨樋など)の
設備点検と清掃



家財道具等の
物品の搬出



火災保険へのご加入



火災報知機の設置



玄関等の鍵の
シリンダー交換



貸主様ご退去時のガスの
閉栓およびガス料金ご精算



借主決定後の
電気料金ご精算



借主決定後の
水道料金ご精算

設備の取扱いについて

貸室内における設備(居室内設備・水回り・電気設備等)は、機能保証の対象となります。故障時の修理・交換等の費用につきましては貸主様のご負担となり、同等品の設置義務がございます。必ずお貸出しになる物件の付帯設備をご確認ください。必要な場合は修理し、使用できる状態かをご確認の上、お引渡しください。

給湯器	通常の使用による耐用年数は8年位ですが、入居後の故障等によるトラブルを防止するためにも点検が必要です。また、冬期凍結のため破裂する恐れがございますので、退去時に水抜きをしておいてください。なお、10年以上ご使用の場合は交換をお勧めいたします。
電気温水器	ご退去の際には、必ず所定の防錆処理(水抜き)をしてください。缶体が錆びる原因となります。
ガスコンロ	点火できる状態にしておいてください。また、長期間のご使用の場合は早期交換をお勧めいたします。
テレビ受信設備	テレビアンテナ等の設備は、受信できる状態にしておいてください。 ※地域によって、ブースターを使用しないとテレビが視聴できない場合には、ご使用のブースターを残してご退去ください。 ※光・CATVを利用しないとテレビが視聴できない場合には、退去時に各ケーブルテレビ会社に確認のうえ、入居時に利用できる状態にしておいてください。引き込んであるケーブルを撤去すると再度引き込み工事が必要になる場合がございます。
冷暖房機器	点検・フィルターの清掃および交換・冷却ガスの充填および交換等を実施して入居時に使用できる状態にしておいてください。 ※使用できない冷暖房機器については、撤去してください。
電話線	貸室内の主たる電話ジャックまで電話線を引き込み、入居時に使用できる状態にしておいてください。

※その他の付帯設備についても入居時に使用できる状態にしておいてください。付帯設備のメンテナンス等についてご不明な点等ございましたら、担当者にお問い合わせください。

設備・残置物の取り扱いについて

残置物とは、機能保証義務を負わない設備の事です。借主による損傷または無断廃棄があっても、異議申立てできません。

- 残置物につきましても、入居前に使用できる状態にしていただく必要がございます。
- 残置物の撤去・処分費用は貸主様のご負担となります。(借主が取外しを希望される場合がございます)

※残置物につきましては、設備フリーメンテナンスサービス対象外です。

その他注意点

■ 貸主様保護のため、ご紹介をお断りする場合もございます。

ご紹介する際、明らかに不審と思われる方については、貸主様保護上、当社の判断にてお断りする場合がございます。借主からの入居希望は入居申込書(書面)でいただいております。貸主様には申込書にてご連絡し、入居の可否をお決めいただきます。なお、当社では申込時に借主より手付金を受領しておりませんのでご了承ください。

■ 住宅ローン返済中物件に関しては、賃貸条件等に制限がある場合がございます。

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫含む)等から借入れた住宅ローンにて購入し、現在も返済中である物件をお貸出しになる際は賃貸条件等に制限がある場合がございます。各融資先に貸主様にてご確認ください。